

高知大学創立75周年記念事業委員会規則

〔 令和2年9月23日
規則第10号 〕

最終改正 令和6年3月29日規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第16条第1項の規定に基づき設置する高知大学創立75周年記念事業委員会（以下「委員会」という。）に関し、同条第2項の規定に基づき必要な事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、高知大学創立75周年記念事業基本方針（令和2年2月26日策定）に基づいた高知大学創立75周年記念事業（以下「記念事業」という。）の円滑な実施を目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 記念事業の総括及び調整に関すること。
- (2) 記念事業における同窓会連合会等との連携に関すること。
- (3) その他記念事業の推進に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（非常勤の理事を除く。）
- (3) 経営協議会委員 3人
- (4) 同窓会連合会 若干人
- (5) 一般の立場から意見を述べることのできる者 2人
- (6) 学部長
- (7) 事務局長
- (8) 総務部長
- (9) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第3号から第5号まで及び第9号に掲げる委員は、学長が委嘱する。

3 前項第3号から第5号まで及び第9号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げ

ない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員が都合により出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員会に、記念事業を企画・実施するための部会を置く。

2 部会について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、広報・校友課（75周年記念事業事務局）において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和2年9月23日から施行する。

2 この規則の施行後、最初に委嘱される第4条第1項第3号から第5号まで及び第9号に掲げる委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

附 則（令和4年3月30日規則第104号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日規則第91号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。